

● 一括有期事業報告書(林業)の書き方

◎ 林業(02 木材伐出業)の申告について

業種が林業(立木の伐採)である場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木伐採事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、「一括有期事業総括表」に転記して下さい。

今回の申告では、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに終了した事業が対象となります。

賃金総額の算定に当たっては、次の事項に留意して下さい。

- 事業ごとに、労働者に支払ったすべての賃金・手当・賞与の総額で算定しますので、賃金台帳・出面・作業日報等により支払った賃金等を正確に把握して下さい。
- チェーンソー持ち込みの労働者の場合、「賃金」と「機械損料」を区別し、「賃金」のみを計上して下さい。

記入例

様式第7号(第34条関係)(乙) 労働保険 一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)

事業主控 1 枚のうち 1 枚目

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
06101901234001	0	6	1	01901234	001

事業場の所在地、素材の生産量は必ず記載してください。

事業の名称	事業場の所在地	立木所有者の氏名又は名称及び住所	事業の期間	使用労働者延人員	素材の生産量(立方メートル)	素材1立方メートル当たりの労務費(円)	賃金総額(円)
△△山伐採現場	最上郡○○町 ○○地内		5年5月1日から 5年6月30日まで	27	65		385,000
▽▽沢伐採現場	西置賜郡○○町 ○○地内		5年9月1日から 5年11月30日まで	33	75		457,000
□□現場、他3件	東田川郡○○町 ○○地内		5年4月1日から 6年3月31日まで	110	130		690,000
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			計	170	270		1,532,000

一つの事業の素材生産量が30m³未満のものは、「○○現場、他○件」とまとめてご記載いただいても構いません。

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

6年4月30日

山形 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(990 - 1234)
電話番号(023 - 456 - 7890)
住所 山形市○○町1-2-3

事業主 氏名 労働木材株式会社 林業 三郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険事務代理者の表示 氏名 電話番号

【注意】
① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。
② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

● 一括有期事業総括表(林業)の書き方

手書き用

山様式第7号(乙) 労働保険事務組合 一括有期事業総括表(林業)

令和 6 年 4 月 30 日

事業主の 庄川 山形市○○町1-2-3
氏名 労働木材株式会社 林業 三郎
電話 023-456-7890

前年度中に事業が終了したので下記のとおり報告します。

5年度確定	事業開始時期	素材の生産量	素材1立方メートル当たりの労務費	賃金総額	保険料率	メリット料率	保険料額(一般保険料)
5年度確定	平成15年4月1日 から18年3月31日	立方メートル	円	千円	1,000分の59	1,000分の	① 円
	平成18年4月1日 から19年3月31日				60		② 円
	平成19年4月1日 以降	270		1,532	60		③ 91,920 円
	特別加入者	氏名 林業 三郎	給付基礎日額 5,000 円	保険料算定基礎額 1,825 千円	保険料率 1,000分の60	メリット料率 1,000分の	④ 109,500 円
確定保険料				⑤ (①+②+③+④)		201,420 円	
一般拠出金		⑥ 賃金総額 1,532 千円	⑦ 拠出金料率 1,000分の0.02	⑧ (⑥×⑦)		30 円	
6年度概算保険料	常時使用労働者数	1 人	素材の生産量 270 立方メートル	賃金総額見込額 1,532 千円	保険料率 1,000分の52	メリット料率 1,000分の	⑨ 79,664 円
	特別加入者	氏名 林業 三郎	希望する給付基礎日額 5,000 円	保険料算定基礎額 1,825 千円	保険料率 1,000分の52	メリット料率 1,000分の	⑩ 94,900 円
	概算保険料				⑪ (⑨+⑩)		174,564 円

千円未満は切り捨てます。

千円未満は切り捨てます。

令和6年度概算保険料より料率が変わります。

※なお、
● 一つの事業の素材見込み生産量が1,000m³以上
● 概算保険料額が160万円以上
の現場については、単独有期事業として別途ご申告下さい。
(管轄の監督署へご相談下さい)